

令和8年6月

# 市議会定例会議案

大牟田市

## 目次

番 号	件 名
議案第 1 号	専決処分について（令和 7 年度大牟田市一般会計補正予算）
議案第 2 号	専決処分について（大牟田市市税条例の一部を改正する条例）
議案第 3 号	専決処分について（財産の取得について）
議案第 4 号	令和 8 年度大牟田市一般会計補正予算
議案第 5 号	令和 8 年度大牟田市公共下水道事業会計補正予算
議案第 6 号	大牟田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 号	大牟田市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 号	大牟田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9 号	大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 10 号	大牟田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 11 号	大牟田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 12 号	大牟田市動物園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 13 号	大牟田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 14 号	請負契約の締結について（大牟田市準用河川手鎌野間川改修工事委託）
議案第 15 号	請負契約の一部変更について（大牟田市橘中学校再編屋内運動場改築工事）
議案第 16 号	請負契約の一部変更について（大牟田市白岩五郎川線道路排水施設改良工事（その 2））
報告第 1 号	令和 7 年度大牟田市一般会計予算継続費に係る逡次繰越しについて
報告第 2 号	令和 7 年度大牟田市一般会計予算繰越明許費に係る繰越しについて
報告第 3 号	令和 7 年度大牟田市水道事業会計予算の繰越しについて
報告第 4 号	令和 7 年度大牟田市公共下水道事業会計予算継続費の繰越しについて

報告第 5 号	令和 7 年度大牟田市公共下水道事業会計予算の繰越しについて
報告第 6 号	大牟田市土地開発公社の事業報告について
報告第 7 号	地方独立行政法人大牟田市立病院の事業計画について

議案第1号

専決処分について

令和7年度大牟田市一般会計補正予算について、令和8年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和8年6月15日提出

大牟田市長 関 好 孝

令和7年度大牟田市一般会計補正予算

令和7年度大牟田市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額「67,505,681千円」に歳入歳出それぞれ「156,972千円」を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「67,662,653千円」とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

(繰越明許費の補正)

第5条 繰越明許費の変更及び追加は、「第5表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		318,240	482	318,722
	4 森林環境譲与税	14,240	482	14,722
15 国庫支出金		15,342,034	54,236	15,396,270
	2 国庫補助金	3,346,440	54,236	3,400,676
17 財産収入		530,196	62	530,258

	1 財産運用収入	40,392	62	40,454
18 寄付金		309,044	30,300	339,344
	1 寄付金	309,044	30,300	339,344
19 繰入金		1,695,847	392	1,696,239
	2 基金繰入金	1,623,645	392	1,624,037
21 諸収入		2,267,790	10,000	2,277,790
	4 雑入	1,805,171	10,000	1,815,171
22 市債		7,578,000	61,500	7,639,500
	1 市債	7,578,000	61,500	7,639,500
歳入合計		67,505,681	156,972	67,662,653

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,244,235	330	6,244,565
	1 総務管理費	4,953,803	330	4,954,133
3 民生費		25,724,442	5,686	25,730,128
	1 社会福祉費	9,947,994	5,686	9,953,680
9 教育費		6,496,177	110,112	6,606,289
	3 中学校費	2,897,887	110,112	3,007,999
12 諸支出金		6,558,238	40,844	6,599,082
	3 基金費	834,710	40,844	875,554
歳出合計		67,505,681	156,972	67,662,653

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
9	3	学校建設事業（再編分）（Ⅱ期） 中学校費	千円 2,047,188	令和 6年度	千円 191,000	千円 2,117,009	令和 6年度	千円 191,000
				令和 7年度	1,290,500		令和 7年度	1,360,321
				令和 8年度	565,688		令和 8年度	565,688

第3表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
損害賠償請求控訴事件（令和8年（ネ）第65号）に関する弁護成功謝金		裁判終了後、当事者で協議した額

第4表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設整備事業費	千円 1,976,600	証書借入れ又は証券発行。都合により翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内（利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還をし、若しくは低利に借換えをすることができる。	千円 2,038,100	証書借入れ又は証券発行。都合により翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内（利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還をし、若しくは低利に借換えをすることができる。
計	7,578,000				7,639,500			

第5表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
3 民生費	1 社会福祉費	介護サービス基盤施設整備費補助	—	5,686千円
9 教育費	3 中学校費	学校建設事業 (再編分)	812,381千円	852,672千円

提案理由

一般会計補正予算について、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により、本案を提出する。

議案第 2 号

専決処分について

大牟田市市税条例の一部を改正する条例の制定について、令和 8 年 3 月 31 日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市市税条例の一部を改正する条例

大牟田市市税条例（昭和 2 5 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 1 2 条各号列記以外の部分中「、第 6 1 条の 7 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 6 1 条の 7 第 1 項の申告書、」を削る。

第 2 5 条の 2 第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 6 1 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 6 1 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項の」を「、前項の」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 6 1 条の 2 第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車税等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 6 1 条の 2 第 2 項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 6 1 条の 4 から第 6 1 条の 9 までを削る。

第 6 2 条（見出しを含む。）、第 6 3 条（見出しを含む。）、第 6 4 条（見出しを含む。）及び第 6 4 条の 3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 6 5 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「第 3 3 号の

4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第66条の見出し、第67条（見出しを含む。）並びに第68条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第69条第2項中「第61条第3項ただし書」を「第61条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第7条の3の見出し及び同条を削る。

付則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「付則第7条の3の2第1項」を「付則第7条の3第1項」に改め、同条を付則第7条の3とする。

付則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、付則第7条の3の2第1項」を削る。

付則第10条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第1

5条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第17項から第19項までを削り、同条第20項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項を同条第19項とし、同条第23項を同条第20項とする。

付則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項各号」を「附則第12条第24項各号」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

付則第10条の5の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条各号列記以外の部分中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同条第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条

第18号に規定する特定建築物を含む。)」に改める。

付則第10条の6第1項第1号中「附則第12条の4第1項第3号」を「附則第12条の3第1項第3号」に改め、同条第3項中「特定被災共用土地納税義務者（以下この項）」を「特定被災共用土地納税義務者（第4号）」に改める。

付則第15条の2から付則第15条の6までを削る。

付則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

付則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

付則第16条の3第3項第2号、付則第16条の4第3項第2号及び付則第17条第3項第2号中「、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第1項」に改める。

付則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

付則第18条第5項第2号、付則第18条の2第2項第2号、付則第18条の3第2項第2号、付則第18条の4第2項第2号及び第5項第2号並びに付則第18条の4の2第2項第2号及び第5項第2号中「、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第1項」に改める。

付則第28条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

## 付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の大牟田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(大牟田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 大牟田市市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第3号)の一部を次のように改正する。

付則第6条中「種別割」を削る。

#### 提案理由

地方税法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により、本案を提出する。

### 議案第3号

#### 専決処分について

財産の取得について、令和8年4月16日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和8年6月15日提出

大牟田市長 関 好 孝

#### 財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

#### 1 取得する財産

- |        |              |
|--------|--------------|
| (1) 種類 | 大牟田市立学校学習用端末 |
| (2) 数量 | 8,042台       |

2 取得の価格 424,617,600円

3 取得の方法 随意契約

4 取得の相手方 福岡県福岡市博多区諸岡5-2-1

株式会社ウチダシステムズ九州支店

支店長 関 口 徳 男

#### 提案理由

大牟田市立学校学習用端末を取得するに当たり、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により、本案を提出する。

議案第4号

令和8年度大牟田市一般会計補正予算

令和8年度大牟田市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額「62,440,000千円」に歳入歳出それぞれ「488,455千円」を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「62,928,455千円」とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

(繰越明許費)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表繰越明許費」による。

令和8年6月15日提出

大牟田市長 関 好 孝

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		15,282,050	△19,390	15,262,660
	3 軽自動車税	396,630	△19,390	377,240
9 環境性能割 交 付 金		60,000	△59,999	1
	1 環境性能割 交 付 金	60,000	△59,999	1
10 地方特例交付金		80,001	79,390	159,391
	1 地方特例交付金	80,000	79,390	159,390

15 国庫支出金		13,460,533	391,513	13,852,046
	1 国庫負担金	11,591,465	314,572	11,906,037
	2 国庫補助金	1,828,135	72,882	1,901,017
	3 委託金	40,933	4,059	44,992
16 県支出金		5,188,660	45,385	5,234,045
	1 県負担金	3,512,261	348	3,512,609
	2 県補助金	1,472,985	45,037	1,518,022
18 寄付金		306,449	13,130	319,579
	1 寄付金	306,449	13,130	319,579
19 繰入金		1,837,334	83,715	1,921,049
	2 基金繰入金	1,763,936	83,715	1,847,651
21 諸収入		1,838,619	16,511	1,855,130
	4 雑収入	1,412,130	16,511	1,428,641
22 市債		4,174,000	△61,800	4,112,200
	1 市債	4,174,000	△61,800	4,112,200
歳入合計		62,440,000	488,455	62,928,455

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,941,884	15,829	5,957,713
	1 総務管理費	4,733,604	15,829	4,749,433
3 民生費		24,676,548	491,227	25,167,775
	1 社会福祉費	9,737,429	10,456	9,747,885

	3 生活保護費	6,662,375	480,771	7,143,146
5 農林水産業費		691,564	41,322	732,886
	1 農業費	640,337	41,183	681,520
	3 水産業費	22,609	139	22,748
8 消防費		1,524,902	4,059	1,528,961
	1 消防費	1,524,902	4,059	1,528,961
9 教育費		5,978,721	△67,082	5,911,639
	3 中学校費	1,991,684	△104,112	1,887,572
	5 社会教育費	485,237	30	485,267
	6 保健体育費	237,007	37,000	274,007
12 諸支出金		6,395,013	3,100	6,398,113
	3 基金費	469,865	3,100	472,965
歳出合計		62,440,000	488,455	62,928,455

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
9 教育費	3 中学校費	学校建設事業（再編分）（Ⅱ期）	千円 2,117,009	令和6年度	千円 191,000	千円 2,047,188	令和6年度	千円 191,000
				令和7年度	1,360,321		令和7年度	1,360,321
				令和8年度	565,688		令和8年度	495,867

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法

デジタル活用 推進事業費	千円 225,500	証書借 入れ又は 証券発行。都合 により翌 年度以降 に繰り越 して借り 入れるこ とができる。	6.0% 以内（利 率見直し 方式で借 り入れる 政府資金 及び地方 公共団体 金融機構 資金につ いて、利 率の見直 しを行った 後におい ては、 当該見直 し後の利 率）	政府資 金につ いては その融 資条件 により、 銀行そ 他の場 合には その債 権者と 協定す る事項 による。 ただし、 市財政 の都合 により 据置期 間を短 縮し、 又は繰 上償還 をし、 若しくは 低利に 借換え をす ること がで きる。	千円 227,300	証書借 入れ又は 証券発行。都合 により翌 年度以降 に繰り越 して借り 入れるこ とができる。	6.0% 以内（利 率見直し 方式で借 り入れる 政府資金 及び地方 公共団体 金融機構 資金につ いて、利 率の見直 しを行った 後におい ては、 当該見直 し後の利 率）	政府資 金につ いては その融 資条件 により、 銀行そ 他の場 合には その債 権者と 協定す る事項 による。 ただし、 市財政 の都合 により 据置期 間を短 縮し、 又は繰 上償還 をし、 若しくは 低利に 借換え をす ること がで きる。
まちなか再生 整備事業費	58,500				29,200			
体育施設 整備事業費	17,600				38,600			
学校施設 整備事業費	1,189,100				1,133,800			
計	4,174,000				4,112,200			

第4表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎等施設整備事業	37,810千円

提案理由

一般会計予算について補正を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

議案第5号

令和8年度大牟田市公共下水道事業会計補正予算

第1条 令和8年度大牟田市公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度大牟田市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号アからウまでを次のように改める。

ア 公共下水道築造費	1, 4 2 7, 7 3 4 千円
イ 施設設備費	4 3, 4 2 1 千円
ウ 施設改良費	6 1 9, 8 7 9 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 下水道事業収益	4, 264, 022千円	6, 278千円	4, 270, 300千円
第2項 営業外収益	1, 760, 203千円	6, 278千円	1, 766, 481千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	3, 744, 913千円	△9, 367千円	3, 735, 546千円
第2項 営業外費用	348, 727千円	△9, 367千円	339, 360千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「1, 4 7 5, 9 4 2 千円」を「1, 4 7 9, 4 2 9 千円」に、「7 4, 0 4 4 千円」を「8 9, 6 8 9 千円」に、「5 3 5, 9 4 5 千円」を「5 2 3, 7 8 7 千円」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	1, 887, 112千円	301, 387千円	2, 188, 499千円
第1項 企業債	891, 400千円	168, 600千円	1, 060, 000千円
第2項 国庫補助金	744, 000千円	132, 787千円	876, 787千円
	支	出	
第1款 資本的支出	3, 363, 054千円	304, 874千円	3, 667, 928千円
第1項 建設改良費	1, 884, 491千円	304, 874千円	2, 189, 365千円

第5条 企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良 事業	千円 891,400	証書借 入れによ る普通貸 借。都合 により翌 年度以降 に繰り越 して借り 入れるこ とができ る。	6.0% 以内（利 率見直し 方式で借 り入れる 政府資金 及び地方 公共団体 金融機構 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率）	政府資 金につい てはその 融資条件 により、 銀行その 他の場合 にはその 債権者と 協定する 事項によ る。ただ し、都合 により据 置期間を 短縮し、 又は繰上 償還をし 、若し くは低利 に借換え をすること ができる。	千円 1,060,000	証書借 入れによ る普通貸 借。都合 により翌 年度以降 に繰り越 して借り 入れるこ とができ る。	6.0% 以内（利 率見直し 方式で借 り入れる 政府資金 及び地方 公共団体 金融機構 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率）	政府資 金につい てはその 融資条件 により、 銀行その 他の場合 にはその 債権者と 協定する 事項によ る。ただ し、都合 により据 置期間を 短縮し、 又は繰上 償還をし 、若し くは低利 に借換え をすること ができる。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

大牟田市長 関 好 孝

提案理由

公共下水道事業会計予算について補正を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

## 議案第6号

大牟田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年6月15日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

大牟田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「日額」の次に「、1回当たりの額」を、「勤務日数」の次に「、勤務回数」を加える。

別表上記以外の特別職の職員の項中「日額」の次に「又は1回当たりの額」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

非常勤特別職の職員の報酬の支給区分として1回当たりの額を新設するに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

議案第7号

大牟田市市税条例の一部を改正する条例の制定について  
大牟田市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。  
令和8年6月15日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市市税条例の一部を改正する条例  
大牟田市市税条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第26条の6第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第28条の2第1項中「及び第28条の3の3第1項」を「並びに第28条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第28条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第28条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第33条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であ

って退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第28条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第41条中「土地家屋」を「土地、家屋」に、「土地に」を「土地又は家屋に」に改め、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第114条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。)の次に「及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て

て支援納付金」という。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第114条第2項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(第110条第2項の世帯主を除く。)及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第116条の次に次の1条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第116条の2 第114条第5項の所得割額は、課税総所得の金額に100分の0.27を乗じて算定する。

第117条の3の次に次の2条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第117条の4 第114条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,000円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第117条の5 第114条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第118条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「次条」の次に「、第118条の3」を加える。

第118条の2の次に次の1条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第118条の3 第114条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円
- (2) 特定世帯 500円
- (3) 特定継続世帯 750円

第127条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「並びに」を「、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカからクまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者(第110条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 700円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者(第110条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 70円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円
- (イ) 特定世帯 350円
- (ウ) 特定継続世帯 525円

第127条第1項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者(第110条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 500円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18

歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第110条第2項に規定する世帯主を除く。）  
1人について 50円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の  
世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円

(イ) 特定世帯 250円

(ウ) 特定継続世帯 375円

第127条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の  
被保険者均等割額

被保険者（第110条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 200円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第110条第2項に規定する世帯主を除く。）  
1人について 20円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の  
世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円

(イ) 特定世帯 100円

(ウ) 特定継続世帯 150円

第127条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被  
保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人  
について次に定める額

ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 150円

イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 250円

ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 500円

第127条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第116条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第117条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第117条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第127条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

付則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

付則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

付則第7条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又

は第4項」に改める。

付則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

付則第10条の2に次の1項を加える。

21 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

付則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第19条、付則第20条、付則第21条の2、付則第21条の3及び付則第22条の2から付則第23条の3の2までの規定中「第116条」の次に「、第116条の2」を加える。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第28条の2第1項ただし書、第28条の3の2及び第28条の3の3の改正規定並びに付則第6条及び付則第7条の3の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第41条の改正規定及び付則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

- (3) 第26条の6第2項の改正規定並びに付則第7条の4の改正規定、付則第9条の2及び付則第17条の2の改正規定並びに次条第3項の規定  
令和10年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の大牟田市市税条例（以下「新条例」という。）第28条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第28条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の大牟田市市税条例第28条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に

規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 新条例付則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第41条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税に係る寄付金税額控除及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る規定の整備、固定資産税の免税点の見直し並びに国民健康保険税の課税限度額の引上げ、軽減判定所得の見直し及び子ども・子育て支援金分課税の新設を行うとともに、その他所要の規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

## 議案第 8 号

大牟田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市手数料条例の一部を改正する条例

大牟田市手数料条例（平成 1 2 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「完了検査申請手数料」の次に「並びに別表第 5 に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料及び建築物エネルギー消費性能確保計画における軽微な変更に関する証明手数料」を加え、「以下」を削り、同条第 4 項中「別表第 2」の次に「及び別表第 5」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等について、災害時において手数料の減免を行うことができるようにするため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 9 号

大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 1 条・第 5 2 条」を「第 5 1 条—第 5 2 条」に改める。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 満 3 歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）をいう。

第 2 条中第 4 号を削り、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。

第 2 条中第 1 0 号を第 1 4 号とし、第 5 号から第 9 号までを 4 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 4 号を加える。

(5) 事業所内保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する事業所内保育事業をいう。

(6) 教育認定子ども 法第 2 7 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。

(7) 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 2 7 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

(8) 保育認定子ども 法第 2 9 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第 7 条第 2 項中「法第 1 9 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子ども

もに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子

どもに」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、

保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第14条の見出し」を「第14条第1項」に改め、「同条第1項中」を削り、「第43条」との次に「、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは

「各号」と」を加える。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「次条第3項」を「第52条第3項」に改め、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就

学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く。」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

議案第10号

大牟田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年6月15日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

大牟田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第7条第1項各号列記以外の部分中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第14条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第19条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第28条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、「及び第32条第2項」を削り、「第10項第2号該当児童」を「第10項第2号又は第3号該当児童」に改め、同項第4号中「第10項第2号該当児童」を「第10項第2号又は第3号該当児童」に改め、同条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（福岡県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第2項第3号中「第10項第2号該当児童」を「法第6条の3第10項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童（次号において「第10項第2号該当児童」という。）」に改め、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業

所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（福岡県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（福岡県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（福岡県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなけ

ればならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。付則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

#### 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 1 1 号

大牟田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大牟田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 4 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

付 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

## 議案第12号

大牟田市動物園条例の一部を改正する条例の制定について  
大牟田市動物園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年6月15日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市動物園条例の一部を改正する条例  
大牟田市動物園条例（平成17年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、動物園（ともだちや絵本美術館を除く。）の開園時間とともだちや絵本美術館の開館時間を異なる時間とすることができる。

第5条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、動物園（ともだちや絵本美術館を除く。）の休園日とともだちや絵本美術館の休館日を異なる日とすることができる。

第15条第1項中「ともだちや絵本美術館及び」を削り、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、動物園（ともだちや絵本美術館を除く。）の開園時間又は休園日とともだちや絵本美術館の開館時間又は休館日を別に変更し、又は別に設けることができる。

第16条第1号中「（第5号を除く。）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

ともだちや絵本美術館の管理を指定管理者に行わせることができるようにするとともに、動物園の開園時間及び休園日の規定の整備を行うため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

議案第 13 号

大牟田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

大牟田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正  
する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の  
一部を改正する条例

大牟田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年  
条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」  
に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、条例の一部改  
正を行うもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議  
決を求める。

議案第14号

請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結するものとする。

令和8年6月15日提出

大牟田市長 関 好 孝

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 大牟田市準用河川手鎌野間川改修工事委託                                   |
| 2 契約の方法  | 随意契約  |
| 3 契約の金額  | 785,900,000円  |
| 4 契約の相手方 | 福岡県福岡市中央区天神一丁目11番1号<br>西日本鉄道株式会社<br>代表取締役社長執行役員 林田 浩一 |

提案理由

大牟田市準用河川手鎌野間川改修工事委託の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

## 議案第15号

### 請負契約の一部変更について

令和7年3月13日に議案第81号により議決を経た大牟田市橘中学校再編屋内運動場改築工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和8年6月15日提出

大牟田市長 関 好 孝

契約の金額「1,258,400,000円」を「1,307,569,000円」に変更する。

### 提案理由

大牟田市橘中学校再編屋内運動場改築工事について、賃金及び物価の変動によるインフレスライド条項の適用及び設計変更に伴い契約の金額を変更するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

## 議案第16号

### 請負契約の一部変更について

令和7年9月16日に議案第33号により議決を経た大牟田市白岩五郎川線道路排水施設改良工事（その2）に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和8年6月15日提出

大牟田市長 関 好 孝

契約の金額「204,740,800円」を「219,343,300円」に変更する。

### 提案理由

大牟田市白岩五郎川線道路排水施設改良工事（その2）について、設計変更に伴い契約の金額を変更するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

報告第1号

令和7年度大牟田市一般会計予算継続費に係る通次繰越しについて

令和7年度大牟田市一般会計予算継続費について、別紙のとおり通次繰越して使用するので報告する。

令和8年6月15日提出

大牟田市長 関 好 孝

提案理由

庁舎整備推進事業費、動物園整備事業費、手鎌野間川河川改良事業費（実施設計）、学校建設事業費（再編分）（Ⅱ期）及び学校建設事業費（再編分）（Ⅲ期）については、令和7年度内に支出を終わらなかつたため、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。

(別紙)

令和7年度大牟田市

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度
				予算計上額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎整備推進事業	円 325,017,000	円 23,523,000
6 商工費	1 商工費	動物園整備事業	510,000,000	500,000,000
7 土木費	3 河川費	手鎌野間川河川 改良事業 (実施設計)	130,000,000	44,000,000
9 教育費	3 中学校費	学校建設事業 (再編分) (Ⅱ期)	2,117,009,000	1,360,321,000
		学校建設事業 (再編分) (Ⅲ期)	317,191,000	126,187,000

継続費繰越計算書

継続費予算現額		支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度繰次 繰越額
前年度 繰越額	計			
円	円	円	円	円
—	23,523,000	23,522,400	600	600
—	500,000,000	10,120,000	489,880,000	489,880,000
32,000,000	76,000,000	74,000,000	2,000,000	2,000,000
191,000,000	1,551,321,000	551,680,000	999,641,000	999,641,000
—	126,187,000	15,810,000	110,377,000	110,377,000

左 の 財 源 内 訳		
繰 越 金	特 定 財 源	
	国 県 支 出 金	地 方 債
円 600	円 —	円 —
940,000	244,940,000	244,000,000
—	—	2,000,000
38,907,000	210,534,000	750,200,000
5,737,000	14,640,000	90,000,000

## 報告第 2 号

令和 7 年度大牟田市一般会計予算繰越明許費に係る繰越し  
について

令和 7 年度大牟田市一般会計予算繰越明許費について、別紙のとおり繰り越して使用するの報告する。

令和 8 年 6 月 15 日提出

大牟田市長 関 好 孝

## 提案理由

繰越明許した所有権移転登記手続請求事件関係費、戸籍住民基本台帳費、健康福祉総合計画策定費、介護サービス基盤施設整備費補助、物価高対応子育て応援手当給付事業費、学童保育所等待機児童対策事業費、東部環境センター整備事業費、官民連携まちなか再生推進費、中心市街地活性化事業費、おおむたプレミアム商品券発行事業費補助、食料品等物価高騰支援地域商品券発行事業費、動物園整備事業費、工業団地等管理費、地域企業支援事業費、地域総合整備資金貸付事業費、道路新設改良事業費、災害対策費（道路新設改良事業）、災害対策費（河川改良事業）、災害対策費（手鎌野間川河川改良事業）、災害対策費（都市下水路改良事業）、公園管理費、公園施設整備事業費、防災対策費、災害対策費（排水対策基本計画推進）、学校建設事業費（小学校）、学校建設事業費（中学校）、学校建設事業費（再編分）、災害対策費（雨水貯留浸透施設整備事業）、総合体育館整備事業費及び土木施設災害復旧費については、令和 7 年度内に支出を終わらなかつたため、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

(別紙)

## 令和7年度大牟田市

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2 総務費	1 総務管理費	所有権移転登記手続 請求事件関係	円 4,100,000	円 4,091,000
	3 戸籍住民 基本台帳費	戸籍住民基本台帳	8,305,000	8,305,000
3 民生費	1 社会福祉費	健康福祉総合計画策定	3,200,000	2,305,000
		介護サービス基盤 施設整備費補助	5,686,000	5,686,000
	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援 手当給付事業	2,040,000	2,040,000
		学童保育所等待機 児童対策事業	31,940,000	28,000,000
4 衛生費	3 清掃費	東部環境センター 整備事業	262,317,000	262,317,000
6 商工費	1 商工費	官民連携まちなか 再生推進	10,000,000	10,000,000
		中心市街地活性化事業	5,645,000	5,645,000
		おおむたプレミアム 商品券発行事業費補助	127,500,000	127,500,000
		食料品等物価高騰支援 地域商品券発行事業	590,000,000	574,471,000
		動物園整備事業	3,000,000	3,000,000
		工業団地等管理	6,000,000	6,000,000
		地域企業支援事業	15,200,000	15,200,000
		地域総合整備資金 貸付事業	470,000,000	470,000,000
	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	195,000,000	68,000,000

繰越明許費繰越計算書

左の財源内訳					
既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 4,091,000
—	8,305,000	—	—	—	—
—	—	—	—	—	2,305,000
—	5,686,000	—	—	—	—
—	2,040,000	—	—	—	—
—	—	—	28,000,000	—	—
—	—	—	262,300,000	—	17,000
10,000,000	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	5,645,000
—	127,500,000	—	—	—	—
—	574,471,000	—	—	—	—
—	—	—	2,700,000	—	300,000
—	—	—	6,000,000	—	—
—	15,200,000	—	—	—	—
—	—	—	470,000,000	—	—
—	55,000	—	66,600,000	—	1,345,000

7 土 木 費		災害対策（道路新設改良事業）	210,000,000	133,700,000
	3 河 川 費	災害対策（河川改良事業）	130,000,000	92,700,000
		災害対策（手鎌野間川河川改良事業）	414,300,000	408,000,000
	4 都 市 計 画 費	災害対策（都市下水道改良事業）	275,300,000	220,000,000
		公 園 管 理	5,000,000	5,000,000
		公園施設整備事業	19,403,000	18,401,000
8 消 防 費	1 消 防 費	防 災 対 策	38,381,000	38,380,000
		災害対策（排水対策基本計画推進）	10,000,000	10,000,000
9 教 育 費	2 小 学 校 費	学 校 建 設 事 業	82,375,000	82,375,000
	3 中 学 校 費	学 校 建 設 事 業	3,400,000	3,400,000
		学 校 建 設 事 業（再編分）	852,672,000	711,908,000
		災害対策（雨水貯留浸透施設整備事業）	22,000,000	22,000,000
	6 保 健 体 育 費	総 合 体 育 館 整 備 事 業	7,700,000	7,117,000
10 災 害 復 旧 費	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	土 木 施 設 災 害 復 旧	112,700,000	98,800,000

—	—	—	133,700,000	—	—
—	—	—	92,700,000	—	—
—	—	—	408,000,000	—	—
—	—	—	220,000,000	—	—
—	—	—	—	—	5,000,000
—	8,701,000	—	8,700,000	—	1,000,000
—	19,190,000	—	13,300,000	—	5,890,000
—	—	—	10,000,000	—	—
—	—	—	56,600,000	—	25,775,000
—	—	—	—	—	3,400,000
—	141,826,000	—	509,400,000	—	60,682,000
—	—	—	22,000,000	—	—
—	3,558,000	—	—	—	3,559,000
—	—	—	98,800,000	—	—

報告第3号

令和7年度大牟田市水道事業会計予算の繰越しについて

令和7年度大牟田市水道事業会計予算について、企業管理者から別紙のとおり繰り越して使用する旨の報告を受けたので報告する。

令和8年6月15日提出

大牟田市長 関 好 孝

提案理由

水道事業建設改良費については、令和7年度内に支払義務が生じなかったものがあるため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

(別紙)

令和7年度大牟田市水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
1 資本的 支出	1 建設改 良費	水道事業建設 改良事業	786,671,000 円	351,901,722 円	426,501,000 円

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	工 事 補 助 及 び 負 担 金	当 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金			
円	円	円	円	円	関係機関との調整協議に時間を要し、発注時期が遅れ、工事が年度内に完了しないため繰り越すもの
314,100,000	35,840,000	76,561,000	8,268,278	—	

報告第4号

令和7年度大牟田市公共下水道事業会計予算継続費の繰越しについて

令和7年度大牟田市公共下水道事業会計予算継続費について、企業管理者から別紙のとおり繰り越して使用する旨の報告を受けたので報告する。

令和8年6月15日提出

大牟田市長 関 好 孝

提案理由

公共下水道事業三川ポンプ場災害復旧建設（その2）工事、公共下水道事業三川ポンプ場災害復旧建設（その3）工事、公共下水道事業三川ポンプ場災害復旧建設（その4）工事及び公共下水道事業白川排水区雨水管渠整備（R6-1工区）工事については、令和7年度内に支払義務が生じなかったものがあるため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

(別紙)

令和7年度大牟田市公共下

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度
				予算計上額
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道事業 三川ポンプ場 災害復旧建設 (その2)工事	円 1,513,057,000	円 1,062,831,000
		公共下水道事業 三川ポンプ場 災害復旧建設 (その3)工事	407,559,000	367,378,000
		公共下水道事業 三川ポンプ場 災害復旧建設 (その4)工事	1,132,420,000	951,178,000
		公共下水道事業 白川排水区雨水管 渠整備(R6-1 工区)工事	721,200,000	481,200,000

水道事業会計継続費繰越計算書

継続費予算現額		支払義務発生(見込)額	残 額	翌年度繰越額
前年度繰越額	計			
円	円	円	円	円
—	1,062,831,000	293,170,000	769,661,000	769,661,000
19,000,000	386,378,000	145,503,000	240,875,000	240,875,000
98,000,000	1,049,178,000	413,427,000	635,751,000	635,751,000
23,520,000	504,720,000	108,240,000	396,480,000	396,480,000

翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額
企業債	国庫補助金	当年度 損益勘定 留保資金	
円	円	円	円
271,370,000	498,291,000	—	—
75,433,000	165,442,000	—	—
211,971,000	423,780,000	—	—
190,340,000	188,390,000	17,750,000	—

報告第 5 号

令和 7 年度大牟田市公共下水道事業会計予算の繰越しについて

令和 7 年度大牟田市公共下水道事業会計予算について、企業管理者から別紙のとおり繰り越して使用する旨の報告を受けたので報告する。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

大牟田市長 関 好 孝

提案理由

公共下水道事業建設改良費については、令和 7 年度内に支払義務が生じなかったものがあるため、地方公営企業法第 2 6 条第 3 項の規定により報告する。

(別紙)

令和7年度大牟田市公共下水

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的 支出	1 建設改 良費	公共下水道 事業建設事業	1,970,702,000	1,199,764,264	770,065,000

道事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度額	説 明
企 業 債	国庫補助金	当年度損益 勘定留保資金			
円	円	円	円	円	
352,686,000	389,534,000	27,845,000	872,736	—	関係機関との調整協議等に時間を要し、発注時期が遅れ、工事が年度内に完了しないため繰り越すもの

報告第6号

大牟田市土地開発公社の事業報告について  
大牟田市土地開発公社の令和7年度事業報告を次のとおり提出する。

令和8年6月15日提出

大牟田市長 関 好 孝

令和7年度大牟田市土地開発公社事業報告

I 事業概況

本年度の公社業務概況については、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを本旨として、土地の管理を行い、その主なものは、次に掲げるとおりである。

1 賃貸事業

事業用定期借地権設定により中核的拠点整備事業用地の一部を貸し付けた。

2 業務内訳

土地貸付

区 分	面 積	金 額	備 考
賃 貸 事 業	平方メートル 9,711.04	円 4,463,384	中核的拠点整備事業賃貸事業用地
計	9,711.04	4,463,384	

II 損益計算書

{ 令和7年4月1日から  
令和8年3月31日まで }

1 事業収益

(1) 土地造成事業収益 4,463,384円  
(2) 附帯等事業収益 1,868,530円 6,331,914円

2 事業原価

(1) 土地造成事業原価 554,600円 554,600円

事業総利益 5,777,314円

3 販売費及び一般管理費

349,745円

事業利益 5,427,569円

4 事業外収益

(1) 受取利息 85,041円

経常利益 5,512,610円

当期純利益 5,512,610円

### Ⅲ 貸借対照表

(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

資産の部		
1 流動資産		
(1) 現金及び預金	220,777,383 円	
(2) 事業未収金	0 円	
(3) 公有用地	84,973,596 円	
(4) 完成土地等	<u>12,120,787 円</u>	
流動資産合計		317,871,766 円
2 固定資産		
(1) 有形固定資産		
ア 車両その他の運搬具	835,662 円	
減価償却累計額	<u>752,297 円</u>	<u>83,365 円</u>
有形固定資産合計		83,365 円
(2) 投資その他の資産		
ア 賃貸事業の用に供する土地	<u>89,926,063 円</u>	
投資その他の資産合計	<u>89,926,063 円</u>	
固定資産合計		<u>90,009,428 円</u>
資産合計		<u>407,881,194 円</u>
負債の部		
1 流動負債		
(1) 未払金	<u>0 円</u>	
流動負債合計		0 円
2 固定負債		
(1) 長期借入金	0 円	
(2) その他の固定負債	<u>3,908,692 円</u>	
固定負債合計		<u>3,908,692 円</u>
負債合計		3,908,692 円
資本の部		
1 資本金		

(1) 基本財産	<u>5,000,000 円</u>	
資本金合計		5,000,000 円
2 準備金		
(1) 前期繰越準備金	393,459,892 円	
(2) 当期純利益	<u>5,512,610 円</u>	
準備金合計		<u>398,972,502 円</u>
資本合計		<u>403,972,502 円</u>
負債・資本合計		<u>407,881,194 円</u>

#### IV 附属明細表

##### 1 現金及び預金明細表

科目	種類	金額	摘要
現金	—	円 0	
預金	普通	180,777,383	決済用普通預金
	定期	40,000,000	6月定期 5,000,000円 2件 1年定期 10,000,000円 3件
計		220,777,383	

##### 2 有形固定資産明細表

資産の種類	取得原価 A	当期増加額 B	当期減少額 C	期末残高 (A+B-C) D	当期減価 償却額 E	減価償却 累計額 F	差引 期末残高 D-F	摘要
車両その他の運搬具	円 835,662	円	円	円 835,662	円	円 752,297	円 83,365	定率法による。 軽自動車 1台
計	835,662			835,662		752,297	83,365	

##### 3 賃貸事業の用に供する土地明細表

資産区分	貸借対照表 計上額	摘要
中核的拠点整備事業賃貸事業用地 (健老町 466 番 1)	円 29,500,276	貸付面積 3,185.71 平方メートル 貸付期間 令和 6 年 2 月 1 日 ～令和 16 年 1 月 31 日
中核的拠点整備事業賃貸事業用地 (健老町 466 番 2)	30,561,585	貸付面積 3,300.32 平方メートル 貸付期間 令和 6 年 7 月 1 日 ～令和 26 年 6 月 30 日
中核的拠点整備事業賃貸事業用地 (健老町 470 番)	29,864,202	貸付面積 3,225.01 平方メートル 貸付期間 令和 6 年 7 月 1 日 ～令和 26 年 6 月 30 日
計	89,926,063	

4 資本金明細表

区 分	出資団体名	出 資 額	摘 要
基本財産	大牟田市	円 5,000,000	
計		5,000,000	

5 公有用地明細表

資産区分	期首残高		当期増加高（資本				
	面積	金額	面積	用地費	補償費	工事費	測量試験費
浜田町ポンプ場用地	平方メートル 2,660.93	円 84,973,596	平方メートル	円	円	円	円
計	2,660.93	84,973,596					

6 完成土地等明細表

資産区分	期首残高		当期増加高（資本				
	面積	金額	面積	用地費	補償費	工事費	測量試験費
イ 中核的拠点整備事業 企業誘致用地	平方メートル 1,300.02	円 12,120,787	平方メートル	円	円	円	円
計	1,300.02	12,120,787					

※イ 販売可能な状態にある土地

的 支 出 )			当期減少高 (事業原価)		期 末 残 高		摘要
諸経費	支払利息	計	面 積	金 額	面 積	金 額	
円	円	円	平方メートル	円	平方メートル 2,660.93	円 84,973,596	原価法による。
					2,660.93	84,973,596	

的 支 出 )			当 期 減 少 高			期 末 残 高		摘要
諸経費	支払利息	計	減少高 (事業原価)		評価減	面 積	金 額	
			面 積	金 額	金 額			
円	円	円	平方メートル	円	円	平方メートル 1,300.02	円 12,120,787	低価法による。
						1,300.02	12,120,787	

7 事業収益明細表

科 目		金 額	摘 要	
(1)土地造成 事業収益	造成地 賃貸収益	円 4,463,384	中核的拠点整備事業賃貸事業用地	4,463,384 円
(2)附帯等 事業収益	保有土地 賃貸等収益	1,868,530	電柱敷地 中核的拠点整備事業企業誘致用地 浜田町ポンプ場用地	3,000 円 1,196,000 円 669,530 円
合 計		6,331,914		

8 事業原価明細表

科 目		金 額	摘 要	
(1)土地造成 事業原価	造成地 賃貸原価	円 554,600	中核的拠点整備事業賃貸事業用地	554,600 円
合 計		554,600		

提案理由

大牟田市土地開発公社の事業報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出する。

報告第7号

地方独立行政法人大牟田市立病院の事業計画について

地方独立行政法人大牟田市立病院の令和8年度事業計画を別紙のとおり提出する。

令和8年6月15日提出

大牟田市長 関 好 孝

提案理由

地方独立行政法人大牟田市立病院の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出する。